

敦賀市災害応急用井戸協力の家登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において、市の給水体制が整うまでの間、洗濯、トイレ等に使用できる水や飲料水（以下「生活用水等」という。）を確保するため、災害時における生活用水等を市民等に供給するための井戸を有する家屋等（以下「災害応急用井戸協力の家」という。）の登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 災害応急用井戸協力の家は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する井戸を有する家屋等であって、継続的に使用可能なものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 水道法で定める水質基準（別表1）を満たしている井戸を有する家屋等であること。
- (4) 井戸水を汲み上げるための電動式若しくは手動式のポンプ又はつるべ等があること。
- (5) 災害時において、市民等へ生活用水等の円滑な供給が行えるよう井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により継続的かつ適正に管理されている井戸を有していること。
- (6) 災害時において、市民等に井戸の所在地及び所有者等の氏名を公表できること。
- (7) 平時において、防災関係機関等への情報提供することに同意できること。
- (8) 井戸の故障等においては、一切の責任を負うことに同意できること。

(登録の申請)

第3条 災害応急用井戸協力の家の登録を受けようとする所有者等は、災害応急用井戸協力の家登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、災害応急用井戸協力の家登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、申請者に災害応急用井戸協力の家登録プレート（様式第3号。以下「プレート」という。）を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 前条の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害により水道が断水になったときは、市民等への生活用水等の円滑な提供に努めること。ただし、停電その他協力井戸を活用することが困難な状況にある場合は、こ

の限りでない。

- (2) 災害時には、市民等へ公平に生活用水等を提供することに努めること。
- (3) 看板は、井戸または登録者の自宅の玄関等の見やすい場所に表示すること。

(水質検査)

第6条 市長は、災害応急用井戸協力の家の井戸の水質検査を実施する。ただし、水質検査項目については、福井県飲用井戸等衛生要領（昭和63年4月1日厚生部長通知衛第392号）に基づくものとする。

- 2 災害応急用井戸協力の家として登録されている場合、前検査（検査通知日を起算日とする。）から3年を超えない期間ごとに水質検査を実施し、検査結果を速やかに登録者に通知するものとする。

(使用禁止)

第7条 市長は、前条の水質検査の結果、災害応急用井戸協力の家として適当でなくなったときは、登録者に対し、使用を禁止するよう注意することができる。

- 2 前項に規定する注意を受けた登録者は、自ら井戸の水質の再検査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(公表)

第8条 市長は、災害時に市民等が井戸を活用できるようにするため、災害時において協力井戸の所在地及び所有者等の氏名の公表を行うものとする。

(登録の変更)

第9条 登録者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害応急用井戸協力の家登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者等の登録内容が変更されたとき
- (2) 井戸の位置、形式が変更されたとき

(登録の解除)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害応急用井戸協力の家登録解除届出書（様式第5号）を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 災害応急用井戸協力の家の登録を辞退するとき。
- 2 登録者は、前項に規定する届出書を提出するとともに、速やかにプレートを市長に返還しなければならない。

(名簿の管理)

第 11 条 市長は、登録した災害応急用井戸協力の家の情報について、適正に名簿の管理を行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に登録されている災害応急用井戸協力の家については、この要綱でいう災害応急用井戸協力の家とみなす。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。